

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	ヤマザキ動物看護専門職短期大学
設置者名	学校法人ヤマザキ学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
	動物トータルケア学科	夜・通信			47	47	10	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページで公表している。 https://pc.yamazaki.ac.jp/for-students/

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	ヤマザキ動物看護専門職短期大学
設置者名	学校法人ヤマザキ学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://yamazaki.ac.jp/img/business/riji2025.pdf>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	専門職短期大学 学事顧問	2025.5.29～ 3年以内に 終了する会 計年度の うち最終の ものに関す る定時評議 員会終結の 時まで	法人経営・運営に係 るチェック機能
非常勤	財団法人 理事長	2025.5.29～ 3年以内に 終了する会 計年度の うち最終の ものに関す る定時評議 員会終結の 時まで	法人経営・運営に係 るチェック機能
非常勤	編集者	2025.5.29～ 3年以内に 終了する会 計年度の うち最終の ものに関す る定時評議 員会終結の 時まで	法人経営・運営に係 るチェック機能
非常勤	弁護士	2025.5.29～ 3年以内に 終了する会	法人経営・運営に係 るチェック機能

		計年度の うち最終の ものに関する 定時評議 員会終結の 時まで	
非常勤	設計事務所 代表取締役	2025.5.29～ 3年以内に 終了する会 計年度の うち最終の ものに関する 定時評議 員会終結の 時まで	法人経営・運営に係 るチェック機能
非常勤	総合病院 医師	2025.5.29～ 3年以内に 終了する会 計年度の うち最終の ものに関する 定時評議 員会終結の 時まで	法人経営・運営に係 るチェック機能
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	ヤマザキ動物看護専門職短期大学
設置者名	学校法人ヤマザキ学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 【作成過程について】 毎年度、教務委員会及び教育課程連携協議会により授業科目及び講義内容についての検討・検証を行ったうえで、各授業担当教員が作成している。 事務担当者から授業担当教員に授業計画の様式を電子メールで送付し、教員が授業計画書を作成して事務担当者へ返送し、事務担当者が全体を取りまとめ、体裁を整えている。オムニバス科目に関しては、科目担当責任者の教員を決め、科目担当責任者が他の教員の授業内容を取りまとめている。 事務担当者によって授業計画書がまとめられたところで、学科長、教務部長が全体を通して確認し、完成させている。 【作成・公表時期について】 授業計画書は前年度の12月ごろより教務部長から科目担当教員に作成を依頼し、年明け2月末を目途に完成させている。授業計画書は毎年度冊子を作成し、入学時のオリエンテーションで学生、保護者、科目担当教員及び関係部署に配付している。加えて、在学生には各年次のはじめに開催するオリエンテーションで配付している。また4月中に当該年度分の授業計画書をホームページ上に公開している。	
授業計画書の公表方法	ホームページで「シラバス」を公開している。 https://pc.yamazaki.ac.jp/for-students/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

「ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則」で単位授与、成績評価及び卒業要件について規定している。

各科目が、授業計画書にあらかじめ示した方法（試験（レポート含む））により成績評価を行っている。

(参考：ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則)

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、各授業時数の3分の2以上出席し、所定の試験に合格した者には、単位を与える。

(成績の評価)

第26条 成績の評価は、S、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。

(卒業の認定)

第38条 本学に3年以上在学（編入学等により入学した学生については、別に定める年限）し、本学則に定める授業科目の中から基礎科目の必修科目12単位、選択科目3単位、職業専門科目の必修科目64単位、選択科目の「臨地実習5」又は「臨地実習6」から4単位、展開科目の必修科目1単位、選択科目14単位、総合科目の必修科目2単位、併せて100単位以上修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 前項による卒業認定は、学年末に行う。やむを得ない理由により、この認定を得られなかった者については、次年度前期にこれを行うことができる。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)
「ヤマザキ動物看護専門職短期大学履修規程」で GPA 制度について規定している。

(参考：ヤマザキ動物看護専門職短期大学履修規程)
(GPA)

第 19 条 学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値 (Grade Point Average、以下「GPA」という。) を用いる。

2 GPAは、授業科目の成績評価について、Sに4、Aに3、Bに2、Cに1、Dに0を評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。

なお、GPAの算出においては、成績評価が「認定」と表記された科目の単位数を含めないものとする。

授業科目の成績評価は、S (100 点～90 点)、A (89 点～80 点)、B (79 点～70 点)、C (69 点～60 点) 及び D (59 点以下) の五段階とし、S、A、B、C を合格、D を不合格としている。

GPA の計算方法

$$\frac{S \text{ の単位数} \times 4 + A \text{ の単位数} \times 3 + B \text{ の単位数} \times 2 + C \text{ の単位数} \times 1}{\text{履修登録単位数}}$$

GPA 制度は、学生の学修意欲及び潜在能力を向上させるための成績評価に使用している。また、履修指導や奨学金、学業優秀者の表彰候補者選出等にも活用している。

成績評価方法や GPA 値算出方法は、履修規程及び履修ガイドに記載し学生及び教職員に配付するほか、ホームページでも公開している。また、入学時のオリエンテーションで全学生に説明している。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

ホームページで「履修ガイド (P13～14)」を公表している。

<https://pc.yamazaki.ac.jp/for-students/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

「ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則」で卒業認定について規定している。

(参考：ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則)

(卒業の認定)

第 38 条 本学に 3 年以上在学（編入学等により入学した学生については、別に定める年限）し、本学則に定める授業科目の中から基礎科目の必修科目 12 単位、選択科目 3 単位、職業専門科目の必修科目 64 単位、選択科目の「臨地実習 5」又は「臨地実習 6」から 4 単位、展開科目の必修単位 1 単位、選択科目 14 単位、総合科目の必修科目 2 単位、併せて 100 単位以上修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 前項による卒業認定は、学年末に行う。やむを得ない理由により、この認定を得られなかった者については、次年度前期にこれを行うことができる。

なお、本学の教育課程は、愛玩動物看護師を養成する大学（農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目を開講する大学（愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）第 31 条）及び農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目を開講する大学（愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）附則第 2 条））として認定されている。

本学の学生が卒業要件を満たすためには、愛玩動物看護師国家試験の受験資格を得るための農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目がすべて必修科目（54 単位）となっており、愛玩動物看護師の受験資格を得ることは卒業要件に含まれている。

このことは、動物看護の専門知識及び技術を有する教育・研究者の養成並びに動物愛護の精神に則り、豊かな人間性と幅広い視野を備える良質な動物看護師が社会から求められていることを踏まえ、短期大学士課程卒業生としての質を保証するための措置である。

卒業認定に関しては学則で規定、履修ガイドに記載し、入学時に学生に配付している。さらに各年次のはじめに開催するオリエンテーションで卒業要件について説明し、必要な単位を修得するよう履修登録のアドバイスや注意喚起を行っている。

また、以下のとおり、ディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）を策定し、ホームページに公表している。

ディプロマポリシー（卒業認定および学位授与に関する方針）

修業年限以上在籍し、所定の単位数を納め、本学科の養成する人材像の実現に必要な知識、技術を修得した学生に対して、卒業を認定し、動物看護短期大学士（専門職）の学位を授与する。

本学のディプロマポリシーは次のとおりである。

- ・ 動物看護に必要な倫理観を有し、基礎的な知識と技術を身に付けている。
- ・ 動物の訪問看護に必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている。
- ・ 動物の在宅ケアに必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている。
- ・ 動物看護の素養を備え、幅広い視野を有し、動物関連産業の発展に向けて積極的に寄与する意欲を身に付けている。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページの在学生向けページで「学則」及び「履修規程」を公表している。 https://pc.yamazaki.ac.jp/for-students/ ホームページの「専門職短期大学案内」のページで ディプロマポリシーを公表している。 https://pc.yamazaki.ac.jp/guide/
----------------------	---

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	ヤマザキ動物看護専門職短期大学
設置者名	学校法人ヤマザキ学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	HP「情報の公表」にて公開している。 https://pc.yamazaki.ac.jp/guide/joho/
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告(書)	同上

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:	対象年度:
公表方法:	
中長期計画(名称:	対象年度:
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: 本学ホームページの「情報公開」のページで「自己点検評価書」を公表している。 https://pc.yamazaki.ac.jp/guide/joho/
--

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: 本学ホームページの「情報公開」のページで公表している。 https://pc.yamazaki.ac.jp/guide/joho/
--

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 動物トータルケア学科
教育研究上の目的（公表方法：本学ホームページの「専門職短期大学案内」のページで公表している。 https://pc.yamazaki.ac.jp/guide/ ）
（概要） ヤマザキ動物看護専門職短期大学は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（平成 29 年法律第 41 号）に則り、建学の精神である「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を遵守し、「生命を生きる」を教育理念として、人間も動物も大自然の摂理の中で生き、生かされているという、原点を忘れずに、共鳴・共生する生命の思想を貫き、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身に付け、動物看護に関わる専門的応用的能力を有する人材を養成することを目的とする。 動物看護を教育研究の対象とし、動物愛護の精神に則り、人とコンパニオンアニマルとの関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身に付け、実践的な専門的応用的能力を有する愛玩動物看護師を養成することを目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：「履修ガイド&シラバス」及び本学ホームページの「専門職短期大学案内」のページで公表している。 https://pc.yamazaki.ac.jp/guide/ ）
（概要） ディプロマポリシー（卒業認定および学位授与に関する方針） 修業年限以上在籍し、所定の単位数を納め、本学科の養成する人材像の実現に必要な知識、技術を修得した学生に対して、卒業を認定し、動物看護短期大学士（専門職）の学位を授与する。 本学のディプロマポリシーは次のとおりである。 ・ 動物看護に必要な倫理観を有し、基礎的な知識と技術を身に付けている。 ・ 動物の訪問看護に必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている。 ・ 動物の在宅ケアに必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている。 ・ 動物看護の素養を備え、幅広い視野を有し、動物関連産業の発展に向けて積極的に寄与する意欲を身に付けている。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：「履修ガイド&シラバス」及び本学ホームページの「専門職短期大学案内」のページで公表している。 https://pc.yamazaki.ac.jp/guide/ ）
（概要） カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針） 動物愛護の精神に則り人と動物の共生の思想と倫理観を身に付け、以下のような教養教育及び職業専門教育を編成し実施する。 カリキュラムポリシーは次のとおりとする。 ・ 基礎科目では、人と動物の共生に求められる豊かな人間性と幅広い視野を身に付け、生涯にわたり、自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養う。 ・ 職業専門科目では、愛玩動物看護師に必要とされる理論的、実践的な能力を養う。 ・ 展開科目では、関連する他分野において愛玩動物看護師として創造的な役割を果たすために必要な応用的能力を養う。

- ・ 総合科目では、修得した知識・技術等を総合し、愛玩動物看護師として課題解決力・創造力を養う。

以上の課程の修得により、課題解決能力等の涵養及び社会人としての基礎力の構築に努める。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：「履修ガイド&シラバス」及び本学ホームページの「専門職短期大学案内」のページで公表している。

<https://pc.yamazaki.ac.jp/guide/>)

（概要）

アドミッションポリシー（入学者受入方針）

ヤマザキ動物看護専門職短期大学 動物トータルケア学科の養成する人材像に基づき、以下のアドミッションポリシーを掲げる。

- ・ 本学の建学の精神および教育理念に共感する者
- ・ 動物に深い理解と愛情を持ち、人と動物の豊かな共生社会を目指す者
- ・ 動物看護学に必要なとされる専門知識と技術を学ぶための基礎学力を有する者
- ・ 愛玩動物看護師を目指し、国際的視野に立ち、コミュニケーションを大切にする者

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：本学ホームページの「情報公開」のページで公表している。

<https://pc.yamazaki.ac.jp/guide/joho/>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	2 人	—					2 人
動物トータルケア学科	—	5 人	3 人	4 人	2 人	5 人	19 人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0 人		26 人					26 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：本学ホームページの「教員業績」のページで公表している。 https://pc.yamazaki.ac.jp/total-care/teachers/performance/					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
毎年度、定期的に実施する予定である。令和 6 年度は 6 回実施または参加した。							
第 1 回 令和 6 年 6 月 19 日（水）「専門職大学構想と職業教育/他専門職大学訪問報告会/専門職短期大学について総論」（FD・SD 委員会 FD 部会主催）							
第 2 回 令和 6 年 7 月 30 日（火）「最近のハラスメントの実態とその対応及び予防策/効果的な加害者教育によるパワハラ対応・再発防止の実務～教育プログラム受講者の変容事例～」(学園本部主催)							
第 3 回 令和 6 年 11 月 1 日（金）「第一回危機管理：ハラスメントについて、学生同士のいじめ対応等について」（学園本部主催）							
第 4 回 令和 6 年 11 月 8 日（金）「第二回危機管理：情報管理、情報セキュリティ、個人情報管理、知的財産管理等、外部機関との共同開発、SNS、インターネット、外部機関対応等」（学園本部主催）							
第 5 回 令和 6 年 11 月 15 日（金）「第三回危機管理：学内外での不祥事・事故対応、報連相の徹底、意思決定方法の遵守、公益通報制度、モンスターペアレント対応、犯罪被害対応等」（学園本部主催）							
第 6 回 令和 7 年 3 月 17 日（月）「LGBTQ 多様な性のあり方を学ぶ / 動物臨床看護学外科実習～救命救急～ / 犬に負担の少ないグルーミング～動物看護を学んだうえでのグルーミング～」（FD・SD 委員会 FD 部会主催）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
動物トータル ケア学科	80 人	103 人	128.8%	240 人	303 人	126.3%	0 人	0 人
合計	80 人	103 人	128.8%	240 人	303 人	126.3%	0 人	0 人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
動物トータル ケア学科	86 人 (100%)	1 人 (1.2%)	76 人 (88.4%)	9 人 (10.5%)
合計	86 人 (100%)	1 人 (1.2%)	76 人 (88.4%)	9 人 (10.5%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項) ・動物病院 79.0% ・動物関連企業 11.8% ・一般企業 9.2%				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
動物トータル ケア学科	100 人 (100%)	81 人 (81.0%)	3 人 (3.0%)	13 人 (13.0%)	3 人 (3.0%)
合計	100 人 (100%)	81 人 (81.0%)	3 人 (3.0%)	13 人 (13.0%)	3 人 (3.0%)
（備考） 留年者：単位未修得による留年（3 人） 途中退学者：学力不振・学力不足（2 人）、学生生活不適応・修学（就学）意欲の低下（3 人）、進路変更（転学、編入学）（4 人）、進路変更（就職、起業）（3 人）、除籍（1 人） その他：休学による卒業延期（3 人）					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

（概要） 【作成過程について】 毎年度、教務委員会及び教育課程連携協議会により授業科目及び講義内容についての検討・検証を行ったうえで、各授業担当教員が作成している。 事務担当者から授業担当教員に授業計画の様式を電子メールで送付し、教員が授業計画書を作成して事務担当者へ返送し、事務担当者が全体を取りまとめ、体裁を整えている。オムニバス科目に関しては、科目担当責任者の教員を決め、科目担当責任者が他の教員の授業内容を取りまとめている。 事務担当者によって授業計画書がまとめられたところで、学科長、教務部長が全体を通して確認し、完成させている。 【作成・公表時期について】 授業計画書は前年度の 12 月ごろより教務部長から科目担当教員に作成を依頼し、年明け 2 月末を目途に完成させている。授業計画書は毎年度冊子を作成し、入学時のオリエンテーションで学生、保護者、科目担当教員及び関係部署に配付している。加えて、在学生には各年次のはじめに開催するオリエンテーションで配付している。また 4 月中に当該年度分の授業計画書をホームページ上に公開している。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

（概要） ①「ヤマザキ動物看護専門職短期大学履修規程」で履修登録の単位数の上限（CAP 制）を規定している。 （参考：ヤマザキ動物看護専門職短期大学履修規程） （履修登録の単位数の上限） 第 7 条 授業科目の履修に際しては、学期ごとに履修単位数に 23 単位の上限を設けて、適切な学修時間を確保する。ただし、履修単位数の上限に含まない科目を設ける場合は、別途公示する。
--

②「ヤマザキ動物看護専門職短期大学履修規程」で GPA 制度について規定している。

(参考：ヤマザキ動物看護専門職短期大学履修規程)
(GPA)

第 19 条 学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値 (Grade Point Average、以下「GPA」という。) を用いる。

2 GPAは、授業科目の成績評価について、Sに4、Aに3、Bに2、Cに1、Dに0を評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。

なお、GPAの算出においては、成績評価が「認定」と表記された科目の単位数を含めないものとする。

授業科目の成績評価は、S (100 点～90 点)、A (89 点～80 点)、B (79 点～70 点)、C (69 点～60 点) 及び D (59 点以下) の五段階とし、S、A、B、C を合格、D を不合格としている。

GPA の計算方法

$$\frac{S \text{ の単位数} \times 4 + A \text{ の単位数} \times 3 + B \text{ の単位数} \times 2 + C \text{ の単位数} \times 1}{\text{履修登録単位数}}$$

GPA 制度は、学生の学修意欲及び潜在能力を向上させるための成績評価に使用している。また、履修指導や奨学金、学業優秀者の表彰候補者選出等にも活用している。

成績評価方法や GPA 値算出方法は、履修規程及び履修ガイドに記載し学生及び教職員に配付するほか、ホームページでも公開している。また、入学時のオリエンテーションで全学生に説明している。

③卒業の認定に関する基準は以下のとおりである。

「ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則」で卒業認定について規定している。

(参考：ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則)
(卒業の認定)

第 38 条 本学に3年以上在学 (編入学等により入学した学生については、別に定める年限) し、本学則に定める授業科目の中から基礎科目の必修科目 12 単位、選択科目 3 単位、職業専門科目の必修科目 64 単位、選択科目の「臨地実習 5」又は「臨地実習 6」から 4 単位、展開科目の必修単位 1 単位、選択科目 14 単位、総合科目の必修科目 2 単位、併せて 100 単位以上修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 前項による卒業認定は、学年末に行う。やむを得ない理由により、この認定を得られなかった者については、次年度前期にこれを行うことができる。

なお、本学の教育課程は、愛玩動物看護師を養成する大学 (農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目を開講する大学 (愛玩動物看護師法 (令和元年法律第 50 号) 第 31 条) 及び農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目を開講する大学 (愛玩動物看護師法 (令和元年法律第 50 号) 附則第 2 条)) として認定されている。

本学の学生が卒業要件を満たすためには、愛玩動物看護師国家試験の受験資格を得るための農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目がすべて必修科目 (54 単位) となってお

り、愛玩動物看護師の受験資格を得ることは卒業要件に含まれている。

このことは、動物看護の専門知識及び技術を有する教育・研究者の養成並びに動物愛護の精神に則り、豊かな人間性と幅広い視野を備える良質な動物看護師が社会から求められていることを踏まえ、短期大学士課程卒業者としての質を保証するための措置である。

卒業認定に関しては学則で規定、履修ガイドに記載し、入学時に学生に配付している。さらに各年次のはじめに開催するオリエンテーションで卒業要件について説明し、必要な単位を修得するよう履修登録のアドバイスや注意喚起を行っている。

また、以下のとおり、ディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）を策定し、ホームページに公表している。

学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
	動物トータルケア 学科	100 単位	①有・無	23 単位
G P Aの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：本学ホームページの「施設・設備」のページ及び学生募集パンフレット「施設紹介」のページ（P29～32）で公表している。

<https://pc.yamazaki.ac.jp/guide/facility/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
	動物トータルケア学科	700,000 円	250,000 円	580,000 円	その他には施設費ならびに実習費が含まれる

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組	
（概要） ①クラスアドバイザー制度 専任教員がクラスアドバイザーとして各クラスを担当し、学年主任、アシスタントアドバイザーが連携して、学生からの履修相談、履修指導・助言の他、学生生活全般についての相談にきめ細かく応じる。 また、半期ごとに GPA を算出し、ひとつの学期における GPA が 1.0 未満の学生については、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーから注意と学修指導を行い、1.0 未満の学期が 2 回以上連続した場合は、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーから、学生及び保証人と 4 者で話し合いを実施し、注意と学修指導を行っている。 ②オフィスアワー 専任教員は毎週授業 2 コマ分（1 コマ 90 分）に相当する時間をオフィスアワーとし、学生からの相談等を受けている。	
b. 進路選択に係る支援に関する取組	
（概要） ①就職委員会の設置 専任教員で構成する就職委員会を設置し教授会のもとに開催する。就職委員は、法人本部キャリア支援センター及びクラスアドバイザーと連携し、動物病院や動物関連企業、また、学生をとりまく就職に関する情報収集にあたっている。 加えて、就職委員会では、学生の就職活動に関する企画を立案、実施する。具体的には、1 年次生向けに早い時期から就職活動を意識付けする企画、2 年次向けに就職活動が始まるにあたっての決起集会、自己分析の方法、エントリーシートの書き方、集団面接・個人面接の指導、OG・OB による講演等の企画や、動物関連企業の見学会等を行う。また、動物関連企業や大規模な動物病院の関係者を招き、全学年対象の企業説明会を定期的実施する。 ②キャリア支援センターの設置 学生の就職活動を支援するキャリア支援センターを設置し、専任職員が常駐している。キャリア支援センターでは、学生からの就職に関する相談や企業訪問・動物病院訪問によって、就職先の拡充を図っている。また、3 年次後期の時点で就職先が決まっていない学生に対して、クラスアドバイザーと連携して学生面談を行い、重点的な就職活動の支援を行う。	
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組	
（概要） クラス制のもと、1 クラスにアドバイザー（担任）2 名を配置し、学業だけでなく、大学生生活にまつわる様々な相談が出来るよう定期的に面談を実施している。 また、学生相談室を設け、カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が学校生活における人間関係、学業や進路、心身の健康や家庭環境など広い範囲の課題について、学生から相談を受け、学生が有意義な大学生活が送れるようにサポートしている。	

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：本学ホームページの「情報公開」のページで公表している。

<https://pc.yamazaki.ac.jp/guide/joho/>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F213310104534
学校名（〇〇大学 等）	ヤマザキ動物看護専門職短期大学
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人ヤマザキ学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		39人（－）人	38人（－）人	40人（－）人
内 訳	第Ⅰ区分	15人	14人	
	（うち多子世帯）	（人）	（人）	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（人）	（人）	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（人）	（人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	一人	一人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	一人	一人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				40人（－）人
（備考）				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	一人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	一人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	一人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	一人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。